

北九州市 児童福祉施設等 第三者評価結果票

1 施設・事業所の概要

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 事業者名(法人名) | 社会福祉法人 戸ノ上福社会 |
| (2) 事業所名 | 大川保育園 |
| (3) 所在地 | 門司区下二十町1番28号 |
| (4) 電話番号 | 093-391-5331 |

2 評価実施日

平成23年1月28日

3 評価実施者

北九州市(北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会)

4 評価結果

総合評価

保育園は、車の往来の激しい国道から少し中に入った住宅街の中に位置しています。園庭には季節が感じられる木々が植えられ、盛り土の山や泥んこ遊び場、砂場等があり、子どもたちがのびのびと遊んでいます。一年を通して薄着で過ごすことやリズム運動を楽しむこと等を通して、心と体の成長を促す保育に取り組んでいます。

子どもの発達援助

保育課程は、保護者の意向を考慮し、リズム運動、戸外での活動など園の独自性が盛り込まれています。今後は保育課程のねらいと内容が各年齢を通じて一貫性をもち、見直しについては、年1回実施されることが望まれます。指導計画の作成にあたり、3歳未満児については個別の指導計画が作成され、一人一人への配慮がなされています。年間・月間・週間の指導計画については、保育課程のねらいや内容に対応した一貫性のある計画であることが望まれます。保育の記録は、北九州市保育帳票検討会作成の様式を利用し継続的に記録されています。気になる子どもについては、職員会議等で必要に応じて話し合わせ、保護者との連携も図られていますが、今後は計画的に適切な間隔で開催されることが望まれます。

健康管理については、健康管理年間計画が作成され、病気やけが等に対応するマニュアルも整備されています。乳幼児健診や予防接種については、受診状況を把握し、受診の働きかけを行うとともに結果も把握しています。感染症については、マニュアルが整備され流行期には保護者へ予防対策に関する情報提供が行われていますが、感染症の発生時における嘱託医や関係機関との連携内容や感染症に関する研修内容を記録することが望まれます。食事の重要性について園だよりや給食試食会等を通して保護者に伝えていきます。アレルギー疾患をもつ子どもの除去食については医師の診断書を基に保護者・園長・担当保育士・調理員の四者による協議を行い食事が提供されています。保育士が一人一人の子どもに温かい雰囲気や穏やかに関わり、子どもの気持ちを受け止めながら状況に応じた対応がなされています。基本的な生活習慣の確立では、一人一人の子ども状況に応じて個別の援助を行っています。「市民いっせいまち美化の日」にごみ拾いをしたり、ドングリの苗木を育てて森に植えるエコ活動等にも取り組んでいます。子どもたちが毎朝ぞうきんがけをすることを日課としており、楽しんで行っています。戸外遊びやリズム運動、わらべうた等がさかんに行われており、その中で異年齢児との自然な交流がなされています。子ども同士で話し合う機会をつくり、自分の考えを話したり人の話を聞いたりすることを大切にしています。性差について、男女による色分けや帳票の記載分け等は行われておらず、固定観念を持たないように配慮されています。

子育て支援

9月～3月までの期間でクラス毎に日程を設け、クラス懇談会及び個人面談が行われていますが、全保護者を対象としたものではないため、今後は全保護者を対象とした定期的な個別懇談の実施が望まれます。日頃から児童虐待について早期発見・防止に努めており、園内の連絡体制も確立しています。毎月誕生会に地域の子どもが参加できるようにしており、園庭や遊戯室などの施設の開放や屋外掲示板での情報提供が行われています。また、図書やビデオテープの貸し出しなども行われています。

地域の住民や関係機関等との連携

関係機関からの情報は、機関別、内容別に整理され、これらの情報は掲示するとともに、必要に応じて園だより、クラスだより等として保護者に配布しています。総合療育センター、区役所子ども家庭相談コーナー、保健師と連携した取り組みを行っています。送迎時の違法駐車や交通混雑に対しては、園だより等の配布物による啓発のみならず、園長が日常的に交通整理を行うなどして、保護者への注意を喚起しています。実習生や保育体験、ボランティアを受け入れており、それぞれの目的に応じたプログラムが提供されていますが、それぞれの受入れに当たっての保育園の方針を明文化するとともに、保護者への周知が望まれます。

運営管理

守秘義務の遵守に関する規定が就業規則に定められ、職員に周知されています。今後は、秘密についての認識等について職場研修を実施することや記録の管理に関する規程を定め適切に管理すること、また組織として遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みが望まれます。食中毒などが発生した場合の対応については、食中毒通報体制表に沿った対応が確実にできるように職員へ周知をし、全職員で食中毒についての理解を深めることが望まれます。

評価対象ごとの評価（概要）

子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録 保育課程は、保護者の意向を考慮し、リズム運動、戸外での活動など園の独自性が盛り込まれています。今後は保育課程のねらいと内容が各年齢を通じて一貫性をもち、見直しについては、年1回実施されることが望まれます。指導計画の作成にあたり、3歳未満児については個別の指導計画が作成され、一人一人への配慮がなされています。年間・月間・週間の指導計画については、保育課程のねらいや内容に対応した一貫性のある計画であることが望まれます。保育の記録は北九州市保育帳票検討会作成の様式を利用し継続的に記録されています。</p> <p>会議 気になる子どもについては、職員会議等で必要に応じて話し合わせ、保護者との連携も図られています。今後は計画的に適切な間隔で開催されることが望まれます。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理 健康対策の一つとして、薄着で生活することを目標として取り組み励行しています。健康管理年間計画が作成され、病気やけがに対応するマニュアルも整備されています。子どもの健康状態について、視診や連絡帳、保護者からの聴取等を通して把握しています。乳幼児健診や予防接種については、リストを作成して受診状況を把握し、受診の働きかけを行うとともに結果も把握しています。</p> <p>感染症 感染症に関するマニュアルが整備され、流行期には保護者へ予防対策に関する情報提供が行われています。感染症の発生時における囁託医や関係機関との連携内容や感染症に関する研修内容を記録することが望まれます。</p> <p>食事 毎月献立一覧表にレシピを載せたり、園だよりや給食試食会等を通して、子どもの食事の重要性を保護者に伝えていきます。アレルギー疾患を持つ子どもへは、医師の診断書を基に保護者・園長・担当保育士・調理員の四者による協議を行い除去食が提供され、記録も整備・保管されています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境 保育室は採光、換気、湿度などに留意し清潔に保たれ、トイレ・寝具・おもちゃ等の消毒が定期的に行われています。園庭には盛り土の山や季節が感じられる木々があり、のびのびと遊ぶことが出来るように環境整備がなされています。</p> <p>保育内容 保育士が一人一人の子どもに温かい雰囲気や穏やかに関わっています。いろいろな姿を見せる子どもに対し、気持ちを受け止めながら、考えて行動するような言葉かけをする等状況に応じた対応がなされています。基本的な生活習慣の確立では、一人一人の子どもの状況に応じて個別の援助を行っています。「市民いっせいまち美化の日」にごみ拾いをしたり、ドングリの苗木を育てて森に植えるエコ活動等にも取り組んでいます。子どもたちが毎朝ぞうきんがけをすることを日課としており、楽しんで行っています。戸外遊びやリズム運動、わらべうた等がさかんに行われておりその中で異年齢児との自然な交流が行われています。子ども同士で話し合う機会をつくり、自分の考えを話したり人の話を聞いたりすることを大切にしています。</p> <p>人権・性差 子どもたちが理解しやすいように、室内の展示物や絵本の読み聞かせ等を通して子どもたちが異文化理解を深めることができるように配慮をしています。性差について、男女による色分けや帳票への記載分け等は行われておらず、固定観念を持たないように配慮されています。</p> <p>障害児保育 気になる子どもについて話し合ったり、障害児保育に関する研修を受けるなど、いつでも受け入れ可能な態勢を整えています。</p>

子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取り組みなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
者の育ち支援 入所児童の保護	保護者との関係・虐待 保護者との情報交換は、登降園時に口頭で行うことはもとより、0～5歳児まで個人連絡帳で密に連絡し合っています。9月～3月までの期間でクラス毎に日程を設け、クラス懇談会及び個人面談が行われていますが、全保護者を対象としたものではないため、今後は全保護者を対象とした定期的な個別懇談の実施が望まれます。日頃から児童虐待について早期発見・防止に努めており、園内の連絡体制も確立しています。
支援 地域の子育て	地域支援 毎月誕生会に地域の子どもが参加できるようにしており、園庭や遊戯室などの施設の開放や屋外掲示での情報提供が行われています。また、図書やビデオテープの貸し出しなども行われています。園長や保育士が年3回市民センターの「子育てらくらく広場」に参加し、育児講座や育児サークルへの助言を行っています。

地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

関・団体との連携 地域の住民や関係機関	地域での役割・その他機関との連携 関係機関からの情報は、機関別、内容別に整理され、これらの情報は掲示するとともに、必要に応じて園だより、クラスだより等として保護者に配布しています。総合療育センター、区役所子ども家庭相談コーナー、保健師と連携した取り組みを行っています。送迎時に違法駐車や交通混雑に対しては、園だより等の配布物による啓発のみならず、園長が日常的に交通整理を行うなどして、保護者への注意を喚起しています。
ンティア 実習・ボラ	実習等の受入 実習生や保育体験、ボランティアを受け入れており、それぞれの目的に応じたプログラムが提供されていますが、それぞれの受入に当たっての保育園の方針を明文化するとともに、保護者への周知が望まれます。

運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修などの取り組みがなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	理念・方針 保育理念、基本方針が明文化され、新保育所保育指針に基づき、見直しが行われています。職員、保護者のみならず、地域住民、関係機関を含めて周知されるように、園内・外に掲示するとともに、保育園のしおりに記載されています。 保育の質の向上・研修 研修報告、伝達事項、保健・給食その他協議を要する内容は月1回土曜日の午後に行う職員会議で話し合われています。「保育内容等の自己評価」や「北九州市児童福祉施設等評価基準」で職員各自が自己評価し、その後園長がその資料に基づき職員懇談を行っています。職員研修の機会は広く確保され、園長、主任保育士が中心となって、本人の希望や園の状況を勘案し、調整して年間計画が立てられています。
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	守秘義務・情報・安全 守秘義務の遵守に関する規定が就業規則に定められ、職員に周知されています。今後は、秘密についての認識等について職場研修を実施することや記録の管理に関する規程を定め適切に管理すること、また組織として遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みが望まれます。園だより、クラスだより、給食だよりを通じて保育園の方針や、日常の保育内容、各種行事などの情報が提供されています。事故、災害、衛生管理マニュアルは整備されており、警察署との連携による職員向けと子ども向けの防犯教室や不審者対策訓練及びその他事故や災害を想定した実地訓練や職員研修が実施されています。食中毒などが発生した場合の対応については、食中毒通報体制表に沿った対応が確実にできるように職員へ周知をし、全職員で食中毒についての理解を深めることが望まれます。